

# 津市津城跡石垣修理検討委員会設置要綱

平成28年4月28日

## (設置)

第1条 津城跡の石垣修理に係る事業の円滑な推進を図るため、津市津城跡石垣修理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う津城跡の石垣修理に関する方法等の助言を行うものとする。

## (構成)

第3条 委員会は、5人以内で構成する。

2 委員は、識見を有する者その他教育長が必要と認める者のうちから、教育長が委嘱する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

## (意見等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委

員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長がこれを招集する。